

水戸市立石川中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月25日
一部改正 平成29年4月14日
一部改正 平成30年7月20日
一部改正 令和3年4月6日
一部改正 令和6年4月18日
一部改正 令和7年4月1日
一部改正 令和8年4月1日

本校は、学校教育目標に「知性にとみ、心豊かで、たくましく」を掲げ、「一人一人の学ぶ意欲の高揚」「他を思いやる心の育成」「常に新鮮さのある学校」を具体的施策として生きる力を育てていく教育活動を推進している。また、全校の目標として「明るく 元気に 笑顔で 一生懸命」を合い言葉として、全生徒・全教師・全地域が一丸となって取り組んでいる。

平成25年度からは、水戸市のいじめ解決推進事業「ふれあいプラン」を受け、生徒像に「正しい生徒」（自律・精神力）の育成を重点として掲げ、取組を進めてきた。平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、国、県、市の「いじめ防止基本方針」が策定された。

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見および早期対応が重要である。その実現のためには、学校、保護者、地域がいじめ対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応ができるよう、常に体制の整備を図る必要がある。

本校は、すべての生徒が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推進していくために、この「いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。また、いじめの認知は学校内外を問わない。

2 いじめの理解

いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうるものである。とりわけ、ふざけやからかい等の「暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ、無視、陰口等）」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に危険を生じさせるものと言える。さらに、いじめの構造として、直接的な加害者と被害者だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意する必要がある。こうした中で、集団全体にいじめを許さない立場へと導いていく日頃の関わりや指導が重要である。ま

た、近年は、「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」が増加傾向にあり、発達段階に応じた情報モラルに関する指導や警察等関係機関と連携した対応が必要である。

3 いじめを解消するための基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり、決して許されない。いじめほどの学校にも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、組織で対応する。

(1) 教職員のいじめに対する意識の高揚

教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、生徒を守ることができるのは、第一義に学校であるという強い決意のもとで、日々の指導に当たる。

(2) いじめの未然防止・早期発見

いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や相談体制、保護者や地域への啓発など、実効性のある取組を行う。

(3) 関係機関との連携

いじめ問題の早期解決に向け、学校と市教育委員会との連携を強化するとともに、第三者や専門家の意見を取り入れ、関係機関との連携を深める。

4 「水戸市立石川中学校いじめ防止対策委員会」の設置

教職員及びスクールカウンセラー等の専門家により構成される委員会を設置し、次の取組を行う。

いじめ防止対策委員会

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 学年主任 当該担任 養護教諭
特別支援コーディネーター スクールカウンセラー ※重大事態への対応 市総研指導主事

(1) いじめ防止の取組や年間計画の作成

(2) いじめの相談・通報の窓口としての役割

(3) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と共有を行う役割

(4) いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

(5) 基本方針の内容の見直しと取組の改善を行う役割

5 いじめの未然防止に向けた取組

(1) 学級経営、道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図る取組

(2) 生徒の主体的な活動の促進

生徒が自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるようにする。また、生徒自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを指導する。

(3) 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

本方針について、保護者会、学校だよりおよびホームページ等を通じて積極的に情報を発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築する。

(4) 校種間および関係機関との一層の連携

7 いじめに対する措置

- (1) 事実の確認及び市教委への通報
- (2) いじめを受けた生徒、保護者への支援
- (3) いじめを行った生徒への指導と保護者への助言

ア 毅然とした指導の徹底

いじめる側の生徒に対する指導については、全教職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は別室指導等にて個別の働きかけを行う。また、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。

イ 保護者と一体となったいじめ改善

いじめる側の生徒に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るよう努める。

ウ 必要に応じて被害生徒との接触を防ぐ措置を講じる。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
(生徒が自殺を企図した場合等)

イ いじめにより生徒が相当の期間(年間30日を目安とする。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき。(一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する) なお、生徒や保護者から、いじめられたことにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、校長が判断し、対応する。

(2) 重大事態への対処

疑いが生じた段階でも、校長が重大事態と判断した場合、直ちに市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップをとり、いじめ防止対策委員会で調査し、事態の解決に当たる。被害生徒や保護者が重大事態調査を望まない場合でも、調査方法や進め方を工夫して重大事態として取り扱う。また、被害生徒や保護者から申し立てがあったときは、調査に当たり、いじめの事実等についてありのままを伝え、説明責任を果たす。なお、市教育委員会と連携し、事実解明への協力を依頼する。

いじめを受けた生徒の心のケア等に最大限の努力をし、いじめに関与した生徒との関係回復に取り組む。

(3) 重大事態の国への報告

文部科学省及び子ども家庭庁が必要な情報を共有することで、法第28条に基づく調査における第三者性の確保や運用についての改善などの必要な対策を講じるとされているため、市は県、県は国に、重大事態に関する報告・相談を行うものとする。